

美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会

第16回委員会 資料

令和4年11月12日（土）

1. 新庁舎整備事業に係る事業認定手続きについて（報告）

手続の流れと土地収用法（時系列で抜粋）	
新聞に説明会の公告 【公告：R4/9/21】	施行規則（事業の説明） 第一条の二 二 次に掲げる事項を、遅くとも、会合を開催する日の前日から起算して <u>前八日</u> に当たる日が終わるまでに、事業の施行を予定する土地の存する <u>地方の新聞紙に公告すること。</u>
提出前に説明会の開催 【説明会：R4/9/30】 【出席者：8名】	（事業の説明） 第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、 <u>あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。</u>
処理期間は3月 【提出：R4/10/4】 【受理：R4/10/6】	（事業の認定に関する処分を行う機関） 第十七条 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、次条の規定による事業認定申請書を <u>受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行なうように努めなければならない。</u>
縦覧手続き 【R4/10/12～10/26】 【縦覧者：なし】	（事業認定申請書の送付及び縦覧） 第二十四条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第二十条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。 2 <u>市町村長が前項の書類を受け取つたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。</u>
公聴会の請求 【請求者：なし】	（公聴会） 第二十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の <u>縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたとき</u> その他必要があると認めるときは、 <u>公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。</u>

<p>意見書の提出 【提出者：3名】 【11/8に県から連絡】</p>	<p>(利害関係人の意見書の提出) 第二十五条 前条第二項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、<u>同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。</u></p>
<p>原則は事業認定審議会の意見を聞き尊重する。ただし、意見書がない場合は要しない。なお、意見とは認定に異議のある旨の意見に限る。 【県は認定への意義であるか判断できない部分もあるため文書で確認する。期間は今月末までの見込み】</p>	<p>(社会資本整備審議会等の意見の聴取) 第二十五条の二 2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、<u>あらかじめ第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書</u>(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあっては<u>事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたものに限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)</u><u>の提出がなかつた場合においては、この限りでない。</u></p>
<p>認定の告示 【意見が無かった場合は、11/8日又は11日の認可見込であった】</p>	<p>(事業の認定の告示) 第二十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によって<u>事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。</u></p>

意見書の提出があったことにより今後考えられるケース

<p>岡山県が提出者に意見の内容を文書で聴取する (概ね11月末までに)</p>			
<p>事業認定に対する <u>異議でない</u></p>	<p>事業認定に対する <u>異議である</u></p>		
<p>審議会を省略</p>	<p>審議会の開催(約2~3か月) 市の説明・追加資料等が求められる可能性</p>		<p>認定の見込が低い 場合は申請の取下げ</p>
<p>認可</p>		<p>不認可</p>	
<p>5,000万円控除</p>		<p>公拡法[*]に切り替え 1,500万円控除</p>	
<p>約1月遅れ</p>	<p>約3月遅れ</p>	<p>約3月遅れ+α[*]</p>	<p>約1月遅れ+α[*]</p>

※公拡法：「公有地の拡大に関する法律」

都市計画区域内において、計画的に公有地を確保するための先買い制度。

※+ α ：事業認定を条件に農振除外が可能であったため、代替案を調査中。